

平成27年第5回南関町議会臨時会

平成27年10月13日

午後3時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

8番 田 口 浩 君

9番 山 口 純 子 君

日程第2 会期決定について

日程第3 議案第76号 南関町飲料水供給施設条例の制定について

日程第4 議案第77号 平成27年度南関町一般会計補正予算（第4号）について

日程第5 議案第78号 平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 立 山 比呂志 君

2番 杉 村 博 明 君

3番 井 下 忠 俊 君

5番 境 田 敏 高 君

6番 打 越 潤 一 君

7番 鶴 地 仁 君

8番 田 口 浩 君

9番 山 口 純 子 君

10番 本 田 眞 二 君

12番 酒 見 喬 君

3. 欠席議員（2名）

4番 立 山 秀 喜 君

11番 橋 永 芳 政 君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町 長 佐藤安彦君 税務住民課長 菅原力君

副町長 雪野栄二君 福祉課長 北原宏春君

教育長 大里耕守君 経済課長 西田裕幸君

総務課長 永松泰子君 建設課長 古澤平君

会計管理者 木村浩二君 まちづくり課長 大木義隆君

延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開会 午後3時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、こんにちは。

ただいまから平成27年第5回南関町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、4番議員、立山秀喜君、11番議員、橋永芳政君から会議規則第2条の規定により、欠席届が提出されていますので御報告します。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番議員、9番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がっておりますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましてこんにちは。平成27年度第5回南関町議会臨時会の開会において条例の制定及び一般会計並びに特別会計補正予算の御審議をお願いするにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、今年も10月に入り、稲刈りの最盛期を迎えておりますが、全国で台風や集中豪雨により大きな被害が発生しております。本町においても、8月24日に上陸した台風15号により、公共災、農災に該当するような被害が発生しておりますし、二日間にわたり広い地域で停電の影響が出たところでございます。

11月8日、日曜日には、町が主体となった防災訓練を実施することとしておりますので、今回の台風被害も踏まえての訓練としていきたいと考えているところでございます。

また、10月17日土曜日、18日日曜日には、南関町合併60周年記念式典及び関連事業を開催し、町民の皆様方とともにお祝いすることといたしておりますの

で、議員の皆様にも御臨席賜り、これまでの60年を振り返っていただき、これからの南関町の将来を考えていただく機会にしてほしいと思います。

議員の皆様には、南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定においても、貴重な御提案をいただいておりますが、今後も町行政とともに、南関町のまちづくりに御尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、議案として南関町飲料水供給施設条例の制定について、平成27年度南関町一般会計補正予算（第4号）について、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について、提案いたしますので御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。臨時会開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第3 議案第76号 南関町飲料水供給施設条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第76号、南関町飲料水供給施設条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（古澤 平君） それでは、第76号議案、南関町飲料水供給施設条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、グリーンヒル二城に生活用水その他浄水を供給するために必要な事項を条例で定める必要があるためでございます。

次ページをお願いいたします。条例の案でございます。

南関町飲料水供給施設条例。目的、第1条、この条例は飲料水供給施設の設置並びに給水についての料金及びその他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。設置、第2条、生活用水その他の浄水を供給するために南関町飲料水供給施設を設置する。名称及び給水区域、第3条、南関町飲料水供給施設の名称及び給水区域は、次のとおりとする。名称、グリーンヒル二城、給水区域、グリーンヒル二城。準用、第4条、南関町飲料水供給施設の給水その他必要な事項については、南関町水道管理条例（平成8年条例第10号）の規定を準用する。委任、第5条、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。としております。これはグリーンヒル二城に係る飲料水供給施設の設置、施設の名称及び給水区域を定め、給水についての加入金、料金等その他必要な事項について条例で定めるものでございます。以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号、南関町飲料水供給施設条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第77号 平成27年度南関町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第77号、平成27年度南関町一般会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第77号議案、平成27年度南関町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,069万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,965万円とするものでございます。あわせて災害復旧事業の変更に伴いまして、地方債の補正を行うものでございます。次のページをお願いいたします。歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金11万2,000円を追加し、79万8,000円とするものでございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金756万6,000円を追加し、3億6,222万3,000円とし、3項国庫委託金4,000万円を追加し、4,261万9,000円とするものでございます。15款県支出金、2項県補助金586万円を追加し、2億5,193万円とするものでございます。18款繰入金、1項基金繰入金185万8,000円を追加して、2億5,938万8,000円とするものでございます。21款町債、1項町債530万円を追加し、7億5,326万2,000円とするものでございます。歳入合計57億3,895万4,000円のところを6,069万6,000円を追加し、57億9,965万円とするものでございます。

次に、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費4,185万8,000円を追加して、5億9,076万1,000円とするものでございます。10款災害復

旧費、1項農林水産施設災害復旧費826万1,000円を追加し、2,198万4,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費1,134万4,000円を追加し、1,899万4,000円とするものでございます。12款予備費、1項予備費76万7,000円を減額し、2,618万4,000円とするものでございます。支出合計57億3,895万4,000円のところを6,069万6,000円を追加し、57億9,965万円とするものでございます。

次のページをお開きください。地方債の変更でございます。災害復旧事業に560万円のところを530万円を追加いたしまして、限度額を1,090万円とするものでございます。

次に、7ページをお開きください。歳入の内容の説明でございますが、主なものだけに説明をさせていただきます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、1節の公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございますが、756万6,000円を増額しております。

次に14款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金、1節総務費国庫委託金といたしまして、4,000万円を増額しております。これは分散型エネルギーマスタープラン策定事業の委託金でございます。

続きまして、15款県支出金、2項県補助金、9目災害復旧費県補助金でございます。1節農林水産施設災害復旧費県補助金で586万円を増額をしているものでございます。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金といたしまして、1節ふるさとづくり基金繰入金で185万8,000円を繰り入れしておりますが、グリーンヒル二城の測量設計委託料に充てるため、ふるさとづくり基金から繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出の内容説明で、主なものだけに説明をさせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費の13節委託料でございます。3,978万1,000円でございます。地域エネルギー循環マネジメント事業可能性調査委託料でございます。16目まちづくり推進事業費、28節の繰出金といたしまして、これは宅地分譲事業特別会計に繰り出すものでございますが、185万8,000円をするものでございます。

それから、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費の15節工事請負費として750万円を増額しております。農地が8件、施設が8件の現年債でございます。

続きまして、10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費で同じく15節工事請負費で1,134万4,000円、公共債の6件に充てて工事費として増額をしているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号、平成27年度南関町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第78号 平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第78号、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 第78号議案、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ185万8,000円を追加し、それぞれ総額を5,960万円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

2款繰入金は、1項一般会計繰入金及び歳入合計に185万8,000円を追加して、5,960万円とするものでございます。

3ページは、歳出でございます。1款事業費は、1項宅地分譲事業費及び歳出合計に185万8,000円を追加して、5,960万円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

2款繰入金の1項1目一般会計繰入金に185万8,000円を追加するものでございます。

7ページは、歳出でございます。1款事業については、1項1目宅地分譲事業費、13節委託料に185万8,000円を追加するものでございます。造成後の測量

業務委託料の追加でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、議決事件の字句の整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにします。

これをもちまして、平成27年第5回南関町議会臨時会を閉会します。

起立、礼、お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 27 年 第 5 回 臨 時 会

平成 27 年 10 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 寺 本 一 誠
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111